

公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特待生授業料免除規程

平成24年 4月 1日

規程第 97 号

(通則)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学大学院（以下「本大学院」という。）における特待生の授業料免除（以下「特待生免除」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この特待生免除は、学業成績及び人物ともに優秀な者に対して、学費を免除し、勉学奨励及び人材育成に寄与することを目的とする。

(特待生免除の資格)

第3条 特待生免除を受けることができる者は、本大学院博士課程（前期）2年次に在学する者のうち6名以内とする。ただし、長期履修者及び修業年限を超えた者は除く。

(特待生免除額)

第4条 特待生免除額は、大学院博士課程（前期）2年次後期の授業料相当額とする。

第5条 （削除）

(申請手続及び授業料徴収猶予)

第6条 特待生免除を受けようとする者は、特待生授業料免除申請書(第1号様式)により、理事長に申請しなければならない。

2 前項の規定により特待生免除を申請した者は、特待生免除の可否が決定するまで授業料徴収を猶予する。

(特待生免除の決定)

第7条 特待生免除の決定は、学業成績及び人物等を総合的に判断し、本学教育研究審議会（以下「審議会」という。）の審議を経て、理事長が決定する。

2 理事長は、前項の規定により特待生免除の可否を決定したときは、特待生授業料免除決定通知書（第2号様式）又は特待生授業料免除不承認決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(取消及び返還)

第8条 特待生免除の決定を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、理事長は、審議会の審議を経て、特待生免除を取り消すことができる。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 修業年限を超えるとき。
- (4) 本大学院学則第42条の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (5) その他、特待生免除が不適當であると審議会が判断したとき。

2 前項の規定により特待生免除が取り消されたときは、理事長は既に決定した特待生免除額の納付を求めることができる。

3 第1項の規定により特待生免除を取り消された者の復活は認めない。

4 理事長は、第1項の規定により特待生免除を取り消すとき、又は第2項の規定により既に決定した特待生免除額の納付を求めるときは、特待生授業料免除取消決定通知（及び納付請求）書（第4号様式）により通知するものとする。

（納付期限及び延滞利息）

第9条 前条第4項の規定により理事長から特待生免除額の納付を求められた者は、納付を求められた日から起算して1月以内に特待生免除額を納付しなければならない。

2 前項の期限内に、正当な理由がなく特待生免除額を納付しなかったときは、当該期限日の翌日から納付のあった日までの期間に応じ、納付すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年9月10日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

特待生授業料免除申請書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長 殿

専攻名（領域）
学 籍 番 号
氏 名

公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特待生授業料免除規程第 6 条の規定により、特待生授業料免除を申請します。

1 年 次 履 修 科 目 名	
専 門 科 目	
共 通 科 目	

第2号様式（第7条関係）

看科大第 号
 年 月 日

特待生授業料免除決定通知書

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長 印

特待生授業料免除について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

特待生授業料免除額	年度	円
-----------	----	---

第3号様式（第7条関係）

看科大第 号
 年 月 日

特待生授業料免除不承認決定通知書

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長 印

年 月 日付けで申請のあった特待生授業料免除については、
不承認となりましたので通知します。

第4号様式（第8条関係）

看科大第 号
 年 月 日

特待生授業料免除取消決定通知（及び納付請求）書

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長 印

年 月 日付け看科大第 号で決定通知した特待生授業料免除については、次の理由で免除の取消を決定しましたので通知します。
（ついては、これまでに免除した特待生授業料免除額 円を 年
月 日までに納付してください。）

（理由）